

第 2 回歴史的風土の保存・継承小委員会 各委員会からの指摘事項

【都市の歴史的価値に関する事項】

- どの都市でも歴史的な要素、歴史的な個性ある区域は必ず受け継がれている。それを育てて都市のコアにすべき。
- どこも自然や地形と密接に結びついて個性あるエリアができています。これは日本の特徴で、自然、緑、川、水などと市街地の形成をトータルに考えていくビジョンが必要であり、有効である。
- 日本の都市のタイプには城下町以外のものも多くあり、いろいろな要素をはらんだ都市を早い段階から想定して可能性を探ることも重要である。
- 小江戸と呼ばれた川越は江戸という町を感じるし、佐原は川と町が一体となっていて昔は舟運の大動脈であった。そのように大きな城下町に限らず、いろいろな対象を考えていかなければならない。
- ヨーロッパの“リジェネレーション”は歴史性を持った厚みのある空間の再生に主に使われてきたが、日本の「都市再生」は大規模開発の方に使われている。本当の意味での都市再生のあり方として、住み続けられる個性あるまちづくりという視点も重要である。
- 利便性中心の従来のまちづくりで一通り概成したところが、本格的な都市を考えると歴史に行き当たる。21 世紀は歴史の世紀になる。歴史や自然をその土地の個性と見て、地域間競争にも耐え抜くまちづくりをすべき。
- 多くの方が共通に美しいと感じるものとして、コンセンサスが得られるものに歴史的な話があり、そういう意味でも、背景として使う場合社会的実態がある着眼点なので、いいのではないかと。
- 歴史的風土、古都法から始まったからどうしても歴史が議論の中心になっているが、まちづくりが基本である。歴史的な資源は重要なコア、あるいは保存の対象であって、物そのものは文化財保護法のような法律でかつちりと保存し、周り全体が町全体にとってどういう意味を持つかという観点が弱かったので、ここで議論すべき。

- グリーンでまとめるのは、都市のあり方として極めて有効である。特に地方都市は、都心にまとまった歴史と自然が重なった空間（歴史的風土）があって、それが市民のイメージになるようなまちづくりを意識して行うべき。
- ランドスケープは、その雰囲気全体が意味を持つ。その環境の質とか空間の質を一言で景観と言っているはずなので、景観法の意味は、新しい時代に要素還元型でなくてトータルな環境そのものをまちづくりの財産としてどう生かすか、あるいは地域の個性づくりにどう生かすかということである。

【国の関与、役割に関する事項】

- 歴史都市の基準を、新しい観点から国全体として考えないと、全体の法律の構成上難しい。
- 鞆の浦の問題は地方分権のジレンマの象徴であるが、国が計画理念のところに関与することによって解決可能な部分があるのではないか。埋立事業が始まれば、世界の中で日本がどんな地位にあるかを世界に対して示すことになり痛々しい結果になるが、同様のことが起こることを新しい制度で防ぐべき。
- まちづくりの文脈において分権化しなければならないものは分権化し、すべからざるものはしないスクリーニング・メカニズム（分別の仕組み）を、前広に構築しておく配慮も大切。
- 中央政府と地方政府の権能を尊重しながらも、併せてそれらから独立した形のスキームを構築することによって本来の包括的な目的を達成する方向は、結局国民に裨益するところがある。
- 文化というのは贅沢、道楽、遊びと多少自堕落な部分を含め色々な要素の中で磨かれる例は多々あるが、公的支援はどこまでできるか微妙であり、そういう活動ができるような場を保存し運営をどうするか等を国が何らかの支援をすることは、決して今までの地方分権の流れと反するものではなく、むしろ国として応援していくべきではないか。
- 資源として、ある地域に集中的に残っていないなくても、重要なルートの通過地であるなど日本の重要な歴史の舞台としてとらえる場合もある。そういう観点からすると、市独自の景観計画なり都市計画、あるいは文化財の政策からは落ちてしまうところが、日本全体を見ると重要だということがあるので、国として色々地域から上がってきたものについて

認定するだけでなく、場合によっては国から発意するような柔軟で、成熟した、国側の組織または団体と地域やNPOという関係はできないか。

- 歴史的環境のストックを生き生きと使いこなしていく質の高い発想が一番重要な時代になっている。イタリアでは、州のレベルの法律で誘導して歴史的街区の中にある古い建物を民間で再生してB&B（ベッド・アンド・ブレイクファスト）を開設している。そんなに規制はなく、簡単に、ある条件を満たせば開設できる。それは、国全体の雰囲気がある方向に向いているから生まれてきている地方自治の流れである。こうあるべきだというイメージを、国や州レベルでイメージして、それをサポートする法律を細やかにつくっていくことが重要で、景観法は重要なステップになっているが、もっと細かいサポート体制をつくるべき。

【専門性の重要性に関する事項】

- 歴史的な価値は、歴史的な教養、素養がないとわからないところがあるため、専門的な立場からサジェスションしてくれる団体の関与が必要で、それは国の役割として正当化できるのではないか。それは専門家等の第三者の意見を入れてつくる仕組みが筋論。
- パッケージで、コンサルティング、または1つだけ拠点をつくれれば、町の人たちが自分たちで気づいて動き始めるというところもある。それを見極められる第三者的なグループがあることが重要ではないか。そのチャンスを見逃さないように、できる支援もそこに組み込まれていれば、まちづくりが早く進むこともある。また、日本を全部国立公園にして、そこから1個ずつ除外して開発をすればよいのではないか。
- 日本は文化的な専門行政と予算を持つ官庁をどう組み合わせるかが大事なポイントで、今重要な取組をされているが、どうやって専門性を確保するかが課題。
- 歴史的なものを大事にする場合、技術や専門性は重要である。日本は国際的な観光地を目指しているので、ヨーロッパ人から見ても本物でオーセンティシティを尊重した事業であることの担保をこの仕組みの中につくるべき。国レベルでオーソライズするための両方（国交省と文化庁）の間での調整機関は必要であるし、現場レベルでも必要である。
- 歴史的な問題も含めてのまちづくりは、まず首長が熱心で信念を持っていなければならない。また住民の理解、盛り上がりがないと成功しない。同時に市の行政レベルでの担当職員が、ある程度の専門性と熱意を持っていないと成功しない。

- まちづくり的なことも含めての専門家を派遣するシステム、文化庁の関係の方にも入ってもらって、専門家として、市のスタッフ等を手伝いすることも考える必要がある。

【制度提案等に関する事項】

- 例えば建て替えるときに、今と同じ面積、容積がとれないことが起きてくる。そういう不便や経済的不利益をかこつことに対して、救済措置を用意すべき。
- 市町村、都道府県、住民が意識を高めて、不便をかこち経済的不利益があっても受け入れるという合意形成ができないと難しい。それが打開できる仕組みも併せて作るべき。
- 既存の法制度ではくみ尽くされない、あるいはより使いやすい仕組みを、総合的な観点でパッケージとしてつくるということはある。
- 歴史的な都市の重要な場所のゾーンの中で、例えば建物を公共団体に物納した場合に恩典があるような形にするよう工夫できないか。
- 水路や掘割等、近世の都市のつくりは水が大変重要。公有地化されている道路となっている部分の掘割は、ある程度再生可能。それが実際に姿として見えてくるのが、歴史そのものを実物として見せて、その地域に誇りを持つ。それが清流となって蛍が見られると、その地域に愛着を持つ。国土交通省として、特に道路、河川、それから下水道の施策を駆使することによって、今と違ったことができる可能性がある。
- 残念ながら既に取り壊されてしまった町家は全国で至るところにある。それについて、公園やまちづくり交付金を少し拡大して土地を買い、取得した後に一定の条件でそれを利用していただく方に売却するやり方もある。
- 歴史は相対的なものだから、あまり個別特定化する考え方はよくない。むしろトータルな今の価値を生かして、いろいろな段階で操作して町全体をよくする方向の政策体系を考えるべき。